平成３０年（フ）第３７５号
大阪府豊中市緑丘２丁目４番２号
破産者　羽川可奈子
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６４４号
大阪府高槻市津之江町１丁目８番18号
破産者　ユウキ産業こと　野間　雄一
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７１３号
大阪府吹田市寿町２丁目20番26号
破産者　フォトスペースこと　寺嶋　幸弘
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８５７号
大阪府東大阪市吉田４丁目９番59号
破産者　渡邊　清美
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８８３号
大阪府八尾市光南町１丁目２番９号２Ｆ
破産者　岡田真一こと　金　　真一
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３号
沖縄県宮古島市平良字下里766番地３
破産者　大森　　恆
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１２８号
堺市中区深井沢町3344番地　レジデンス川原202号
破産者　清水　真斗
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１３７号
堺市堺区北三国ヶ丘町１丁１番62号
破産者　奥野　素江（旧姓小林）
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１４４号
大阪府河内長野市市町953番地の２
破産者　宮川紀美子
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１２０号
神戸市灘区深田町３丁目４番13号アントレ六甲403
破産者　合志　啓太
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２２号
神戸市灘区原田通３丁目５番16号
破産者　ＳＥＣＲＥＴ　ＢＡＳＥこと　前田　泰則
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４号
兵庫県尼崎市南清水17番13号
破産者　小寺　豪太（旧姓東田）
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第９２号
兵庫県尼崎市武庫川町２丁目57番地　ワコーレ武庫川503号
破産者　千代田　誠
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９１号
兵庫県加古川市別府町新野辺2866、住民票上の住所兵庫県加古川市志方町廣尾546番地の３
破産者　橋本　一也
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第６０号
兵庫県姫路市林田町上伊勢1137番地１　ジョイガーデン、従前の住所大阪府交野市妙見坂７丁目４番５号
破産者　清川雅文こと　申　　鐘植
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１５６号
岡山県倉敷市玉島柏島3272番地１
破産者　菅原　一榮
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
広島県福山市入船町２丁目１番20―1002号、住民票上の住所広島県福山市津之郷町大字津之郷2363番地４
破産者　齊藤　和美（旧姓歌島）
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１１０号
北九州市八幡西区三ケ森１丁目３番19号
破産者　川口　輝幸
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部